

「建設工事等に係る一般競争入札参加資格要件設定基準の運用基準」新旧対照表

改正案				現行																																													
<p>1 建設工事等に係る一般競争入札参加資格要件設定基準（以下「資格要件設定基準」という。）</p> <p>第3条（建設工事の種類）関係</p> <p>（1）第3条第2項の規定により、管工事、その他、水道施設工事及び舗装工事の工種について、第1項の等級と併せて直近等級を資格要件に定める場合は、次の表の右欄に掲げる工種及び設計金額に応じ左欄の等級の全部又は第4条第3項の規定により左欄の等級の一部を定めることができるものとする。</p> <p>なお、第3条第2項中「競争性が確保できないとき」を同条第1項の等級に格付けされている業者数により判断する場合は、8者未満を基準とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。</p>				<p>1 建設工事等に係る一般競争入札参加資格要件設定基準（以下「資格要件設定基準」という。）</p> <p>第3条（建設工事の種類）関係</p> <p>（1）第3条第2項の規定により、管工事、その他、水道施設工事及び舗装工事の工種について、第1項の等級と併せて直近等級を資格要件に定める場合は、次の表の右欄に掲げる工種及び設計金額に応じ左欄の等級の全部又は第4条第3項の規定により左欄の等級の一部を定めることができるものとする。</p> <p>なお、第3条第2項中「競争性が確保できないとき」を同条第1項の等級に格付けされている業者数により判断する場合は、8者未満を基準とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="3">工種及び設計金額 <u>(税込)</u></th> </tr> <tr> <th>管工事・その他</th> <th>水道施設工事</th> <th>舗装工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>5,000万円未満</td> <td>7,500万円未満</td> <td>2,000万円未満</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上</td> <td>3,000万円以上</td> <td>1,500万円以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>2,000万円未満</td> <td>3,000万円未満</td> <td>1,500万円未満</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>1,500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table>				等級	工種及び設計金額 <u>(税込)</u>			管工事・その他	水道施設工事	舗装工事	A	5,000万円未満	7,500万円未満	2,000万円未満	2,000万円以上	3,000万円以上	1,500万円以上	C	2,000万円未満	3,000万円未満	1,500万円未満	1,000万円以上	1,500万円以上	1,000万円以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="3">工種及び設計金額</th> </tr> <tr> <th>管工事・その他</th> <th>水道施設工事</th> <th>舗装工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>5,000万円未満</td> <td>7,500万円未満</td> <td>2,000万円未満</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上</td> <td>3,000万円以上</td> <td>1,500万円以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>2,000万円未満</td> <td>3,000万円未満</td> <td>1,500万円未満</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>1,500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table>				等級	工種及び設計金額			管工事・その他	水道施設工事	舗装工事	A	5,000万円未満	7,500万円未満	2,000万円未満	2,000万円以上	3,000万円以上	1,500万円以上	C	2,000万円未満	3,000万円未満	1,500万円未満	1,000万円以上	1,500万円以上	1,000万円以上
等級	工種及び設計金額 <u>(税込)</u>																																																
	管工事・その他	水道施設工事	舗装工事																																														
A	5,000万円未満	7,500万円未満	2,000万円未満																																														
	2,000万円以上	3,000万円以上	1,500万円以上																																														
C	2,000万円未満	3,000万円未満	1,500万円未満																																														
	1,000万円以上	1,500万円以上	1,000万円以上																																														
等級	工種及び設計金額																																																
	管工事・その他	水道施設工事	舗装工事																																														
A	5,000万円未満	7,500万円未満	2,000万円未満																																														
	2,000万円以上	3,000万円以上	1,500万円以上																																														
C	2,000万円未満	3,000万円未満	1,500万円未満																																														
	1,000万円以上	1,500万円以上	1,000万円以上																																														
<p>(2) 省略</p>				<p>(2) 省略</p>																																													
<p>2 省略</p>				<p>2 省略</p>																																													

「建設工事等に係る一般競争入札参加資格要件設定基準の運用基準」新旧対照表

改正案

現行

(1) 管工事

設計金額 (税込)	施工実績(税込)				備考
	発注機関	請負区分	施工時期	請負金額	
5,000万円以上	官公庁	元請	過去15年間 (工事に特殊性がある場合は、必要に応じて設定することができる。)	1,000万円以上	ただし、過去15年間において当企業が発注した次の施工実績を有する者を含めることができる(金額は問わない。) ・配水管口径50mm以上の漏水等の修繕工事の実績を有する者 ・当企業と締結した協定に基づく災害時等における水道復旧の実績を有する者
5,000万円未満 1,000万円以上	官公庁 ・民間	元請 ・下請		500万円以上	
1,000万円未満				130万円以上	

(1) 管工事

設計金額	施工実績				備考
	発注機関	請負区分	施工時期	請負金額	
5,000万円以上	官公庁	元請	過去15年間 (工事に特殊性がある場合は、必要に応じて設定することができる。)	1,000万円以上	ただし、過去15年間において当企業が発注した漏水等の修繕工事の実績を有する者、又は当企業と締結した協定に基づく災害時等における水道復旧の実績を有する者を含めることができる(金額は問わない。)
1,000万円以上 5,000万円未満	官公庁 ・民間	元請 ・下請		500万円以上	
1,000万円未満				130万円以上	

(2) 水道施設工事

設計金額 (税込)	施工実績(税込)				備考
	発注機関	請負区分	施工時期	請負金額	
7,500万円以上	官公庁	元請	過去15年間 (工事に特殊性がある場合は、必要に応じて設定することができる。)	1,000万円以上	ただし、過去15年間において当企業と締結した協定に基づく災害時等における水道復旧の実績を有する者を含めることができる(金額は問わない。)
7,500万円未満 1,500万円以上	官公庁 ・民間	元請 ・下請		500万円以上	
1,500万円未満				130万円以上	

(2) 水道施設工事

設計金額	施工実績				備考
	発注機関	請負区分	施工時期	請負金額	
5,000万円以上	官公庁	元請	過去15年間 (工事に特殊性がある場合は、必要に応じて設定することができる。)	1,000万円以上	ただし、過去15年間において当企業と締結した協定に基づく災害時等における水道復旧の実績を有する者を含めることができる(金額は問わない。)
1,000万円以上 5,000万円未満	官公庁 ・民間	元請 ・下請		500万円以上	
1,000万円未満				130万円以上	

(3) 舗装工事

設計金額 (税込)	施工実績(税込)				備考
	発注機関	請負区分	施工時期	請負金額	
2,000万円以上	官公庁	元請	過去15年間 (工事に特殊性がある場合は、必要に応じて設定することができる。)	500万円以上	舗装工事、 又は舗装を含む 土木一式工事
2,000万円未満	官公庁 ・民間	元請 ・下請		130万円以上	

(3) 舗装工事

設計金額	施工実績				備考
	発注機関	請負区分	施工時期	請負金額	
1,000万円以上	官公庁	元請	過去15年間 (工事に特殊性がある場合は、必要に応じて設定することができる。)	500万円以上	舗装工事、 又は舗装を含む 土木一式工事
1,000万円未満	官公庁 ・民間	元請 ・下請		130万円以上	

「建設工事等に係る一般競争入札参加資格要件設定基準の運用基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>(4) 省略</p> <p>3 資格要件設定基準第8条（近接工事の取扱）関係 省略</p> <p>附 則 この基準は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和元年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(4) 省略</p> <p>3 資格要件設定基準第8条（近接工事の取扱）関係 省略</p> <p>附 則 この基準は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和元年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p>